

|         |        |
|---------|--------|
| 地域指定年度  | 昭和45年度 |
| 計画策定年度  | 昭和47年度 |
| 計画見直し年度 | 平成12年度 |
|         | 平成30年度 |

## 相馬農業振興地域整備計画書

平成31年3月

福島県 相馬市

< 目 次 >

|            |  |    |
|------------|--|----|
| <b>第 1</b> | <b>農用地利用計画</b> .....                               | 1  |
| 1          | 土地利用区分の方向 .....                                    | 1  |
|            | (1) 土地利用の方向 .....                                  | 1  |
|            | (2) 農業上の土地利用の方向 .....                              | 6  |
| 2          | 農用地利用計画 .....                                      | 9  |
| <b>第 2</b> | <b>農業生産基盤の整備開発計画</b> .....                         | 10 |
| 1          | 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....                             | 10 |
| 2          | 農業生産基盤整備開発計画 .....                                 | 12 |
| 3          | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                            | 12 |
| 4          | 他事業との関連 .....                                      | 12 |
| <b>第 3</b> | <b>農用地等の保全計画</b> .....                             | 13 |
| 1          | 農用地等の保全の方向 .....                                   | 13 |
| 2          | 農用地等保全整備計画 .....                                   | 14 |
| 3          | 農用地等の保全のための活動 .....                                | 14 |
| 4          | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                            | 14 |
| <b>第 4</b> | <b>農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b> ..... | 15 |
| 1          | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....         | 15 |
|            | (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 .....                         | 15 |
|            | (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....             | 18 |
| 2          | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 .....      | 19 |
| 3          | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                            | 20 |
| <b>第 5</b> | <b>農業近代化施設の整備計画</b> .....                          | 21 |
| 1          | 農業近代化施設の整備の方向 .....                                | 21 |
| 2          | 農業近代化施設整備計画 .....                                  | 21 |
| 3          | 森林の整備その他林業の振興との関連 .....                            | 21 |
| <b>第 6</b> | <b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b> .....                 | 22 |
| 1          | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 .....                       | 22 |
| 2          | 農業就業者育成・確保施設整備計画 .....                             | 22 |
| 3          | 農業を担うべき者のための支援活動 .....                             | 22 |
| 4          | 森林の整備その他林業の振興との関係 .....                            | 23 |
| <b>第 7</b> | <b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b> .....                     | 24 |

|           |                         |           |
|-----------|-------------------------|-----------|
| 1         | 農業従事者の安定的な就業の促進の目標      | 24        |
| 2         | 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 | 25        |
| 3         | 農業従事者就業促進施設             | 25        |
| 4         | 森林の整備その他林業の振興との関係       | 25        |
| <b>第8</b> | <b>生活環境施設の整備計画</b>      | <b>26</b> |
| 1         | 生活環境施設の整備の目標            | 26        |
| 2         | 生活環境施設整備計画              | 26        |
| 3         | 森林の整備その他林業の振興との関連       | 26        |
| 4         | その他の施設の整備に係る事業との関連      | 26        |
| <b>第9</b> | <b>付図</b>               | <b>27</b> |
| 1         | 土地利用計画図（付図1号）           | 27        |
| 2         | 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）     | 27        |
| 3         | 農用地等保全整備計画図（付図3号）       | 27        |
| 4         | 農業近代化施設整備計画図（付図4号）      | 27        |
| 5         | 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図5号） | 27        |
| 6         | 生活環境施設整備計画図（付図6号）       | 27        |
| <b>別記</b> | <b>農用地利用計画</b>          | <b>28</b> |
| 1         | 現況農用地に係る農用地区域           | 28        |
| 2         | 現況森林、原野等に係る農用地区域        | 159       |
| 3         | 用途区域                    | 166       |

# 第 1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

相馬市は福島県の東北端に位置し、南北13km、東西28km、面積197.79km<sup>2</sup>の市域を有している。西には阿武隈山地の連峰がそびえ、国の名勝、史跡にも指定されている霊山を望む。北は新地町、南は南相馬市、飯館村、西は伊達市、及び宮城県丸森町に隣接する。東は太平洋に面し、県立自然公園ともなっている松川浦を擁している。

地形については、市域中央を東西に流れる宇多川によって形成された堆積平野の上に位置しており、その地勢は概ね平坦部と山林が相半ばしている。市の西部には霊山(806m)を最高峰として、宮城県境部分に古霊山(783m)、手倉山(672m)、天明山(488m)などの山々が広がっている。これら山地の東側は、福島東部の浜通り低地を形成しており、200m以下の緩傾斜丘陵、相馬丘陵と呼ばれる広く発達した、数段の段丘を持った比較的広い平野となっている。低地は沖積層と新第3紀層からなり、後者は丘陵を形成し、西の山麓では200m近い高さとなっているが、東に向かって次第に低く河岸段丘となっていて、これらの丘陵は宇多川等の河川によって侵食され、東西方向に広がっている。

土壌については、水田土壌の大部分は第3紀層で沖積の砂質となっているが、干拓地は砂質黒泥型の土壌が多く、内陸中間地帯の一部に点在する火山灰地は肥沃性に欠け生産力が低い。山沿いや農山村地帯は花崗岩類の沖積層が多く、侵食を受け土壌が浅いため、生産力は概して低い。

気象については、東部は海に面し、西部に山岳地が広がる地形的条件から、海洋性気候となっており、夏季は親潮海流と偏東風の影響を受け、低温寡照となることがある。また、寒暖の差が少なく、東日本型の海洋性気候となっている。

水源としては、河川は市北部から地蔵川、小泉川、宇多川、日下石川がそれぞれ東方向に流下し、市内の耕地を潤し太平洋へと注いでいる。また、いずれの河川も奥行きがなく短い2級河川であることなど、地勢的や歴史的な背景もあって、ため池が多く作られてきた。農業用水のダム(松ヶ房ダム)などによる、水源確保も行われている。

本市は現在、38,556人の人口を有し(平成27年国勢調査)、就業人口については農業のほか、商工業、サービス業など多様な産業により構成されている。今後は、人口の維持やゆるやかな増加が見込まれる一方で、農業就業者については高齢化や厳しい営農条件等

を背景に減少が進むことが予想される。農地等の基盤とともに、農業人材についても確保・育成を進めていく必要がある。

土地については、農業振興地域のほか、都市計画の用途指定などによって規制している。今後も、生活や生産といった諸活動に共通した基盤として有効な活用を図る必要があり、土地の適切な利用は、住みよい快適な都市環境をつくり、産業振興を図るための根幹となるものである。

こうした状況を踏まえ、今後の土地利用については、本地域の持つ自然等の環境に配慮しつつ、生活圏に対応した市街地の形成と農業基盤の整備を進めていく。また、農用地の確保とその利用促進を図るためには、土地基盤整備を進め、農業就労者の確保、特に若年世代への継承をめざし、認定農業者や法人等への農地集積に努める必要がある。さらに、こうした取り組みにより、他産業の所得との均衡を図りながら、安定した農業経営の維持とその発展を図ることが必要である。

(表一土地利用の構想)

単位：h a、%

|                 | 農用地     |       | 農業用施設用地 |      | 森林・原野   |       |
|-----------------|---------|-------|---------|------|---------|-------|
|                 | 実数      | 比率    | 実数      | 比率   | 実数      | 比率    |
| 現在<br>(平成 30 年) | 4,416.5 | 31.5% | 16.8    | 0.1% | 8,155.4 | 58.1% |
| 目標<br>(平成 40 年) | 4,372.3 | 31.1% | 16.9    | 0.1% | 8,237.0 | 58.7% |
| 増減              | △ 44.2  |       | 0.1     |      | 81.6    |       |

|                 | 住宅地  |      | 工場用地 |      | その他     |     | 計        |       |
|-----------------|------|------|------|------|---------|-----|----------|-------|
|                 | 実数   | 比率   | 実数   | 比率   | 実数      | 比率  | 実数       | 比率    |
| 現在<br>(平成 30 年) | 13.3 | 0.1% | 0.0  | 0.0% | 1,438.0 | 0.1 | 14,040.0 | 100.0 |
| 目標<br>(平成 40 年) | 13.4 | 0.1% | 0.0  | 0.0% | 1,400.4 | 0.1 | 14,040.0 | 100.0 |
| 増減              | 0.1  |      | 0.0  |      | △ 37.6  |     | 0.0      |       |

## イ 農用地区域の設定方針

### (7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地4,416.5haのうち、下記のa～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地について、農用地区域を設定する方針である。

(表一 農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

| 地域、地区及び施設等の<br>具体的な名称又は計画名 | 位置<br>(集落名等) | 面積 (ha) |       |   | 備考 |
|----------------------------|--------------|---------|-------|---|----|
|                            |              | 農用地     | 森林その他 | 計 |    |
|                            |              |         |       |   |    |

#### (設定基準)

##### a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

##### b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
- ・埋立て又は干拓
- ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

##### c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・果樹、花き、野菜等の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
- ・高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ・都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる田植、稲刈等体験の対象地

**(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針**

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(表一土地改良施設用地)

| 土地改良施設の名称 | 位置<br>(集落名等) | 面積<br>(ha) | 土地改良施設等の種類 |
|-----------|--------------|------------|------------|
|           |              |            |            |
| 計         |              |            |            |

**(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針**

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(表一農業用施設用地)

(農用地区域を設定する2ha以上の農業用施設用地がある場合、下表に記載)

| 農業用施設の名称 | 位置<br>(集落名等) | 面積<br>(ha) | 農業用施設の種類 |
|----------|--------------|------------|----------|
|          |              |            |          |
|          |              |            |          |
| 計        |              |            |          |

**(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針**

現在、山林、原野等を農用地として利用している土地や、農地開発計画が予定されている地域は無いことから、畦畔等その利用形態が農地と一体不可分であるものや、周辺の農用地の保全に必要と認められるものを除き、現況山林・原野等については農用地区域に設定しない。

(表一現況森林、原野等)

| 土地の種類 | 所在<br>(位置) | 所有者又は<br>管理者 | 面積<br>(ha) | 利用しよう<br>とする用途 | 備考 |
|-------|------------|--------------|------------|----------------|----|
|       |            |              |            |                |    |
| 計     |            |              |            |                |    |

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

農地は、農業生産にとっても最も基礎的な資源であり、食料自給率の向上、食料の安定供給のための基盤として重要であることはもとより、農業生産活動が行われることにより生じる市土の保全、資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等、農業・農村の持つ多面的機能を適切に発揮する上でも重要であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき農用地区域として設定し、今後とも農用地の減少を最小限に抑え、農用地の無秩序な転用を抑制することにより、当該農地を良好な状態で保全・確保し、有効利用を図っていく。

(表－農用地等利用の方針 その1)

| 区分<br>地区名 | 農地    |       |    | 採草放牧地 |    |    | 混牧林地 |    |    |
|-----------|-------|-------|----|-------|----|----|------|----|----|
|           | 現況    | 将来    | 増減 | 現況    | 将来 | 増減 | 現況   | 将来 | 増減 |
| 中村        | 173   | 173   | 0  | —     | —  | —  | —    | —  | —  |
| 大野        | 485   | 485   | 0  | —     | —  | —  | —    | —  | —  |
| 飯豊        | 537   | 537   | 0  | —     | —  | —  | —    | —  | —  |
| 八幡        | 517   | 517   | 0  | —     | —  | —  | —    | —  | —  |
| 日立木       | 471   | 471   | 0  | —     | —  | —  | —    | —  | —  |
| 磯部        | 372   | 372   | 0  | —     | —  | —  | —    | —  | —  |
| 山上・玉野     | 401   | 401   | 0  | 31    | 31 | 0  | —    | —  | —  |
| 合計        | 2,956 | 2,956 | 0  | 31    | 31 | 0  | —    | —  | —  |

(表－農用地等利用の方針 その2)

| 区分<br>地区名 | 農業用施設用地 |      |    | 計       |         |    | 山林・原野 |       |   |
|-----------|---------|------|----|---------|---------|----|-------|-------|---|
|           | 現況      | 将来   | 増減 | 現況      | 将来      | 増減 | 現況    |       |   |
| 中村        | 0.9     | 0.9  | 0  | 173.9   | 173.9   | 0  | 0.1   | 0.1   | 0 |
| 大野        | 1.1     | 1.1  | 0  | 486.1   | 486.1   | 0  | 0.2   | 0.2   | 0 |
| 飯豊        | 1.3     | 1.3  | 0  | 538.3   | 538.3   | 0  | 0.4   | 0.4   | 0 |
| 八幡        | 0.0     | 0.0  | 0  | 517.0   | 517.0   | 0  | 10.9  | 10.9  | 0 |
| 日立木       | 2.6     | 2.6  | 0  | 473.6   | 473.6   | 0  | 1.3   | 1.3   | 0 |
| 磯部        | 0.2     | 0.2  | 0  | 372.2   | 372.2   | 0  | 3.3   | 3.3   | 0 |
| 山上・玉野     | 9.6     | 9.6  | 0  | 441.6   | 441.6   | 0  | 228.7 | 228.7 | 0 |
| 合計        | 15.7    | 15.7 | 0  | 3,002.7 | 3,002.7 | 0  | 244.9 | 244.9 | 0 |

## イ 用途区分の構想

### (7) 中村地区

本地区の東部については、東日本大震災に伴う基盤整備事業を実施し、優良農地が集団的に確保されている地域である。主な作目としては水稻の作付が盛んであるが、一部の地域ではいちごの栽培が盛んである。本地域の農業の中心となるべき地区として、田園と都市が調和した「農業生産基盤の充実と居住環境の向上」を基本とした環境の整備を推進する。

西部の平坦地については、国道115号線に隣接して農地が形成され、農地の周辺では都市化が進展し開発圧力の高くなっている地域ではあるが、生産基盤の整備（県営ほ場整備相馬西部地区）が完了している地区でもあることから、農地として保全する。

### (イ) 大野地区

本市北部に位置し、地蔵川水系に属する石上地区については、30a区画の農用地として整備されている地域である。主な作目としては、水稻栽培が盛んであり、大型の乾燥調製施設（石上カントリーエレベーター）も整備されている地域であることから、今後も水田としての有効利用を図っていく。

本市北西側に位置する小野地区や大坪地区については、団体営ほ場整備事業等の事業により、優良な農地が広がっている。主に水稻や集団転作による牧草の作付が盛んな地域であることから、今後も優良農地としての利用を図る。

### (ウ) 飯豊地区

本市東部に位置し、宇多川水系により受益する本地区は生産基盤の整備（県営ほ場整備相馬東部地区）が完了している地域である。東日本大震災以降は農業法人が複数設立し、大豆の作付が行われている。作付面積は増加傾向であり、連作障害対策としてブロックローテーションによる作付に努めながら安定的な生産が図られ、生産量も増加している。今後も当該農業法人に農地を集積することで連担化を図り、更なる安定的かつ効率的な生産を図る。また、本地域南部に位置する程田地区においては後継者不足の解消や集落営農の組織化を進める施策を展開し、適切な農用地の確保に努める。

### (イ) 八幡地区

本市の南部位置し、主に水稻の作付が盛んな地域である。

八幡地区北部の農用地については、国道115号線に隣接して農地が形成され、開発圧力の高くなっている地域ではあるが、生産基盤の整備（県営ほ場整備相馬西部地区）を実施している地区でもあることから、今後も農地として保全する。営農類型については、水稻を中心とした個別完結型農業が中心となっているが、担い手の高齢化等により、

今後農業経営体の確保が厳しい状況となることを見込まれる。そのため、引き続き中核的な担い手となる認定農業者の育成・支援及び耕作放棄地対策を図りながら、今後とも適切な農用地の確保に努めるものとする。

八幡地区南部については主に水稲及び畜産（繁殖和牛）が盛んな地域である。水稲においては、北部と同様に今後農業経営体の確保が厳しい状況となることを見込まれるため、今後は当該地域における担い手の不足の解消や集落営農の組織化を進める施策を展開していき、適正な農用地の確保に努めていく。

また、畜産（繁殖和牛）も盛んな地域であることから、畜産農家との耕畜連携を推進し、転作田を活用した飼料作物生産を推進していく。

#### (オ) 日立木地区

本市南部に位置し、県営ほ場整備事業（担い手育成型）にて基盤整備（30a～100a区画）が実施されている。水利関係についても中富ため池等、用水源も多く、田としての利用を図る。

本地域については、主に水稲の栽培が盛んであるが、東日本大震災以降に設立された農業法人に農地の集積が進んでいる。近年は価格低迷や高齢化に伴い廃業する個別経営者が増加しているため、当該農業法人を中心として農用地を集積し、生産性の向上させることで農業所得を確保していく。

畑作に関しては当該地区の耕作放棄地を活用したイチジク生産を推進していく。

#### (カ) 磯部地区

本市の南東部に位置し、主な営農形態については、水稲と畑作（梨）を中心とした複合経営が多かったが、東日本大震災以降は新たに設立された農業法人において、水稲直播栽培を推進し、作業の省力化を図られていることから、今後も当該地区農用地の大部分を集積していく。

畑作（梨）に関しては、農業機械及び一部梨団地が被災したことや高齢化等により個別経営体は減少傾向にあるが、本地区の適地適作から農業の選択的作物として拡大を図ってきたこともあり、震災後は梨単一での規模拡大に取り組む個別経営体も増えてきている。そのため、今後は当該地区の指導農業士による若手育成を図りつつ、大型の梨団地が形成されている普通畑・樹園地としての利用を推進していく。

#### (キ) 山上・玉野地区

山上地区においては依然として水稲を中心とした個別完結型農業が中心となっているが、担い手の高齢化や農作物の鳥獣被害を要因として規模縮小や廃業を余儀なくされており、今後農業経営体の確保が厳しい状況となることを見込まれる。そのため、当該地域にお

ける担い手の不足の解消や集落営農の組織化を進める施策を展開していき、適正な農用地の確保に努めていく。

玉野地区は阿武隈山系の自然条件に恵まれた未開発地が豊富で、畜産（酪農及び繁殖和牛）が盛んであり採草放牧地や牧草地としての利用が図られている。今後は当該地域の農業法人を中心として、水田を利用した飼料作物の生産を推進していき、牧草地としての利用を図っていく。

## ウ 特別な用途区分の構想

なし

## 2 農用地利用計画

---

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域内の現況農用地のうち、農用地内にある田、畑、樹園地、採草放牧地については、ほとんどが50a以上の団地規模となっている。

土地基盤整備については、30aの大型ほ場区画整理が実施されているが、今後も県営ほ場整備事業を積極的に実施していく。また、農業用水不足解消のため整備を行った松ヶ房ダムについては、今後も農業用水の確保を図るとともに、用排水路及び農道の整備を推進し、機械化農業に対応できる土地条件を整え、効率的な農用地の利用を図る。

土地基盤整備・開発の方向としては、これからも本地域の立地条件等を踏まえ、基盤整備の実施可能な農用地については、積極的にほ場整備、土地改良等の整備開発を行うものとする。

#### ア 中村地区

本地区の農用地は、そのほとんどが基盤整備を終えているが、一部の地域については1区画が10aと小規模で、道路や水路網についても機械化農業に適合していない状況となっている。

現在、宇多川水系に属する地区西部（中野）の水田は、県営ほ場整備事業により30a～60a区画の基盤整備が完了している。

また、地区東部については、近郊農業のため排水施設等の整備を行い、畑地転換（施設園芸）が可能な農用地の有効活用を図っていく。

#### イ 大野地区

地蔵川水系に属する平坦部の石上地域内農用地については、ほ場整備を完了しており、大型機械化に対応する条件が整備されている。また、小野・初野、宿仙木、中小野においても計画されたほ場整備はそれぞれ完了している。

さらに、大坪についてもほ場整備が完了し、高能率的な営農が可能になる。畑については、自然的条件を見極めて基盤整備を図り、経営規模の拡大を推進する。

#### ウ 飯豊地区

本地区は、宇多川水系に属する水田を有し、本地域において最大規模となる集团的農用地

である。県営ほ場整備事業を通じ基盤整備が実施され、大型機械を活用した高能率的経営による営農の近代化を図る。

#### **エ 八幡地区**

本地区は、富沢においては30a区画の基盤整備が完了しており、宇多川水系に属する坪田・八幡についても基盤整備が完了している。今後、大型機械化による効率的経営による営農の近代化を進める。

#### **オ 日立木地区**

本地区の水田については、上赤木や柚木、赤木岩迫においてほ場整備が実施されており、今後も日下石・立谷において、大型機械化による効率的経営での営農の近代化の推進を図っていく。

#### **カ 磯部地区**

海岸沿いに位置している本地域は、東日本大震災以降、災害復旧工事が実施されており、ほとんどの地域で営農が再開されている。八沢干拓においては、東日本大震災に伴う基盤整備も進んでいる。

#### **キ 山上・玉野地区**

山合いに位置している本地域は、農地の集団も小規模のものが多く、山岸地区や栗津地区などの6地区で過去に114haの農地で既に基盤整備が完了している。

玉野地区は、阿武隈山系の自然条件に恵まれたところで、その地域性を生かし、草地としての利活用を図っていく。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

---

農業生産基盤の整備については、適宜、計画し実施する。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

---

本市の総面積の半数程度が森林面積となっている。そのほとんどが、山上・玉野地区の阿武隈山系に連なる山林であり、本市にとっては、水源の保全、国土の保全、環境の保全等、重要な役割を果たしている。農地の開発においては、これらの要件をよく考慮し、また、地域住民の意見を踏まえながら、自然保護と開発との調和を図り、また、林家等森林所有者の協力を得つつ進めていく。

また、ふくしま森林再生事業の実施により、福島第一原子力発電所事故の影響により停滞している森林整備を実施し、森林の有する多面的機能を維持しながら放射性物質の低減及び拡散防止を図る。

## 4 他事業との関連

---

ほ場整備事業を除き、大規模な土地基盤整備事業の計画はないが、今後新たな計画等にあたっては、道路・水道等関係機関との調整を図りながら、計画を進める。

## 第3 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

---

農用地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、一旦荒廃するとその復旧が非常に困難となるものである。また、将来にわたり、食料の安定供給や、農用地の持つ水資源の涵養・保水などの多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄地、鳥獣被害等による農用地のかい廃を防ぎ、営農に適した良好な状態で農用地を保全していくことが重要である。

こうしたことから、地域の実情に応じた基盤整備や、水資源の涵養や保水のための施設整備事業を必要に応じて進めていくとともに、中山間地域等直接制度や多面的機能支払制度等を活用しつつ、今後も農地が持つ多面的機能を維持し、基盤整備が完了した農地は引き続き優良農地として保全する。

さらに、就農者の高齢化等を背景に増大傾向にある遊休農地対策として、農地の利用状況の把握に努め、農地中間管理事業等を活用し、担い手への集積を促進し、農地の荒廃化を防止するとともに、集積の阻害となる荒廃農地の解消に向けた取り組みを支援する。

## 2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要       | 受益の範囲 |          | 対図番号 | 備考              |
|-------|-------------|-------|----------|------|-----------------|
|       |             | 受益地区  | 受益面積(ha) |      |                 |
| 排水改良  | エンジンオーバーホール | 塚部    | 180      | 1    | 土地改良施設維持管理適正化事業 |
| 排水改良  | エンジンオーバーホール | 新田    | 330      | 2    | 土地改良施設維持管理適正化事業 |
| 排水改良  | 遠心クラッチ盤交換   | 新田    | 330      | 3    | 土地改良施設維持管理適正化事業 |
| 用水改良  | 松ヶ房システム更新   | 市内全域  | 2,231    | 4    | 農山漁村地域整備交付金事業   |
| 排水改良  | 樋門施設更新      | 日下石   | 78       | 5    | 農業水利施設保全合理化事業   |
| 排水改良  | 排水機場施設更新    | 新田    | 330      | 6    | 農村地域防災減災事業      |

## 3 農用地等の保全のための活動

農業委員会による農地パトロールや、農地の適正管理指導の継続実施を推進する。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、耕作放棄地の発生を防止するとともに、農地の多面的機能を確保していく。さらに、地域の合意のもと農地利用調整活動を促進するなど、意欲と活力のある経営体への農地の集積・集約化等、農地の効率的な利用を図るほか、土地改良施設の維持管理を計画的に行う。

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

災害時における森林から農地への土砂流入等を未然に防ぐため、森林整備計画等の関連計画を踏まえ、森林の計画的な管理と整備を推進していく。

## 第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業を振興していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成することはもとより、自然等の環境と調和した持続的農法への誘導等の配慮も重要である。

本市の米は重要な基幹作物であり、農業経営も水稻を中心とした複合経営で発展してきた。今後も米が基幹産業であることは変わりなく、一区画30a～60aのほ場整備も進んできたところである。

これら地域の特性を踏まえ、水稻専業や水稻と野菜・果樹・畜産との複合経営といった営農類型を基本とし、より安定した収益を得られるよう規模拡大、農地の集積等を図る。

#### 【個人経営体】

| 経営類型  | 目標規模<br>(ha) | 作目別生産規模<br>(ha)             | 生産方式  | 農業従事者                             |
|-------|--------------|-----------------------------|---|-----------------------------------|
| 水稻単一  | 20           | 水稻 10<br>大豆 5<br>作業受託 5     | トラクター (50ps)<br>乗用田植機 (6条)<br>コンバイン (5条)<br>乾燥機 (40石×2)<br>粃摺機 (5インチ)<br>もしくはC・E利用                      | 主たる従事者<br>1.0人<br>家族補助従事者<br>2.0人 |
| 水稻＋野菜 | 5            | 水稻 4<br>きゅうり 0.5<br>トマト 0.5 | トラクター (30ps)<br>乗用田植機 (4条)<br>コンバイン (3条)<br>乾燥機 (30石)<br>粃摺機 (4インチ)<br>もしくはC・E利用<br>パイプハウス<br>動力噴霧器・管理機 | 主たる従事者<br>1.0人<br>家族補助従事者<br>2.0人 |

|              |     |  |   |                                   |
|--------------|-----|--|---|-----------------------------------|
| 水稻+野菜        | 5.2 | 水稻 5<br>いちご 0.2                                  | トラクター (30ps)<br>乗用田植機 (4条)<br>コンバイン (3条)<br>乾燥機 (30石)<br>糶摺機 (4インチ)<br>もしくはC・E利用<br>パイプハウス<br>管理機外            | 主たる従事者<br>1.0人<br>家族補助従事者<br>2.0人 |
| 水稻+野菜<br>+繁殖 | 3.9 | 水稻 3.5<br>ほうれん草 0.4<br>肉用牛繁殖 15頭                 | トラクター (25ps)<br>乗用田植機 (4条)<br>コンバイン (2条)<br>乾燥機 (30石)<br>糶摺機 (4インチ)<br>もしくはC・E利用<br>牛舎・堆肥舎<br>ロールベアラー         | 主たる従事者<br>1.0人<br>家族補助従事者<br>2.0人 |
| 果樹単一         | 2.2 | なし(幸水 0.6)<br>(豊水 1.0)<br>(新高 0.4)<br>(あきづき 0.2) | 軽トラック<br>トラクター (20ps)<br>モア<br>スピードスプレーヤー<br>(1/2)<br>農協共同選果場利用<br>草刈機・人工交配機                                  | 主たる従事者<br>1.0人<br>家族補助従事者<br>2.0人 |
| 水稻+果樹        | 5.4 | 水稻 4.0<br>なし(幸水 0.7)<br>(豊水 0.7)                 | トラクター (30ps)<br>乗用田植機 (4条)<br>コンバイン (3条)<br>乾燥機 (30石)<br>糶摺機 (4インチ)<br>もしくはC・E利用<br>モア<br>スピードスプレーヤー<br>(1/4) | 主たる従事者<br>1.0人<br>家族補助従事者<br>2.0人 |

|       |      |  |   |                                     |
|-------|------|--|---|-------------------------------------|
| 花卉単一  | 0.3  | シクラメン<br>(7000 鉢)<br><br>その他鉢物<br>(クレマチス, ヘラコニウ<br>ム, ハーブ類等)<br>(27,000 鉢) | 温室<br>軽トラック<br>動力噴霧器<br>低温土壤消毒機<br>用土混合機<br>暖房機   | 主たる従事者<br>1.0 人<br>家族補助従事者<br>2.0 人 |
| 酪農単一  | 10.0 | 経産牛 40 頭<br>飼料作物 10.0  | 牛舎・堆肥舎<br>トラクター (60ps)<br>パイプラインミルクカー<br>バルククーラー<br>ロールベアラー<br>フロントローダー<br>モア<br>堆肥運搬車  | 主たる従事者<br>1.0 人<br>家族補助従事者<br>2.0 人 |
| 水稻＋酪農 | 10.0 | 水稻 3.0<br>経産牛 30 頭<br>飼料作物 7.0   | トラクター (60ps)<br>パイプラインミルクカー<br>バルククーラー<br>ロールベアラー<br>モア<br>乗用田植機 (4 条)<br>コンバイン (2 条)<br>乾燥機 (30 石)<br>糶摺機 (4 インチ)<br>もしくはC・E利用 | 主たる従事者<br>1.0 人<br>家族補助従事者<br>2.0 人 |
| 水稻＋肥育 | 7.0  | 水稻 6.0<br>肥育牛 50 頭<br>飼料作物 1.0   | トラクター (35ps)<br>乗用田植機 (4 条)<br>コンバイン (3 条)<br>乾燥機 (30 石×2)<br>糶摺機 (4 インチ)<br>もしくはC・E利用<br>モア<br>飼料庫・パドック                        | 主たる従事者<br>1.0 人<br>家族補助従事者<br>2.0 人 |

【組織経営体】

| 営農類型 | 経営規模  | 作物別生産規模                                    | 生産方式  | 農業従事者          |
|------|-------|--|---|----------------|
| 水稻単一 | 100.0 | 水稻 50.0<br>小麦 40.0<br>作業受託 10.0            | トラクター (60ps×2)<br>乗用田植機 (8条×2)<br>汎用コンバイン(5条×2)<br>乾燥機 (40石×7)<br>(25石×1)<br>粃摺機 (5インチ)<br>もしくはC・E利用      | 主たる従事者<br>3.0人 |
| 水稻単一 | 90.0  | 水稻 50.0<br>(移植 20.0<br>直播 30.0)<br>大豆 40.0 | トラクター (50ps×2)<br>乗用田植機 (6条×2)<br>コンバイン (5条×2)<br>汎用コンバイン(3条×1)<br>乾燥機 (40石×2)<br>粃摺機 (5インチ)<br>もしくはC・E利用 | 主たる従事者<br>3.0人 |

資料：平成27年度 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

相馬市の農業は、地域の地形、気象等の条件により、西部山間地においては米、補完作物として畜産等との複合経営、東側の平坦地においては、米を基幹作物とし野菜、果樹等との複合経営として農業生産が展開されてきた。

近年、水稻依存型からの脱却をめざしながら、農業の経営改善を図るべく、きゅうり、いちご等の施設園芸や、なし、ねぎ、ブロッコリーなどの地域の特性を活かした栽培が増加している。また、山間地においては高冷な気象を利用しながら野菜、花卉の栽培を計画しており、今後はこのような高収益の作目、作型を担い手中心に導入し、産地化をさらに進めていくとともに、現在の観光いちご園をさらに進展させ、果樹、花卉等の農業と相馬市の豊かな観光資源と結びつけた農業経営を推進する。

また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸等の集約的経営や、畜産経営を展開する農家間で労働力調整、土地利用等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指すとともに、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

認定農業者等への農地の集積は、所有権移転、賃借権の設定及び作業の受委託等、それぞれの地域の実情や経営の実態に応じて推進し、このことにより土地利用率の向上とともに経営の安定を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく各種施策を積極的に推進する。

### ア 認定農業者等の育成対策

農業経営改善計画の作成指導やフォローアップ、各種研修の開催などを通じ、農業経営改善計画の実現に向けた支援を行う。また、新規就農者に対して農業技術取得のための研修先の紹介、農業技術習得の支援等、総合的な条件を整備していく。

### イ 農地中間管理事業等、農用地の流動化対策

農地中間管理事業等を活用し、農用地の流動化・集約化に向けた取り組みを推進する。

また、市、農業委員会、農業協同組合等、関係機関・団体が一体となり、啓蒙普及活動に取り組むとともに、地域の話し合いを進め、人・農地プランの作成を促進する。

### ウ 農作業の受委託の推進

農作業の受委託は、労働力の調整や農業機械・施設等への過剰投資を防ぐ、効率的かつ安定的な生産体制を構築するうえで有効な手段である。このため、集落内の話し合いのもと、大規模経営体や農作業受託組織と連携を図り、農作業の受委託を進める。

### エ 農作業の共同化

米をはじめとした土地利用型作物においては乾燥・調整等を、施設園芸においては、調整作業等の集約化、共同化を進め、効率的な農業生産体制の構築を図る。

### オ 耕畜連携の推進

農業は循環性の高い産業であり、生産性に配慮しつつ、堆きゅう肥等の有機資源の積極的活用による土づくりや、化学肥料・農薬の低減等による、環境に優しい持続的な農業を維持していくことが必要である。そのため、耕畜連携による循環型農業の確立や、環境に対する負荷を軽減するため、栽培技術の開発や普及の促進を図る。

### カ 中山間地域の活性化

傾斜がきつく、生産条件が不利な中山間地域は、人口流出や労働力の減少といった動向が、より顕著である。

このような現状に対応するため、中山間地域等直接支払制度の活用による集落活動として農地保全、耕作放棄地の発生防止の支援を行う。

また、集落営農組織の育成を図り、担い手不足の解消、低コスト生産を目指す。

### **3 森林の整備その他林業の振興との関連**

---

農用地区域の山林・原野については、森林の有する水源かん養、防災機能などの多様な役割を踏まえ、自然環境との調和も考えながら林業の活性化を図る。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本地域においては、水稻・畜産・野菜を重要作目としてその振興を図り、生産体系、作業体系に応じた共同利用組織、農業協同組合を中心とした直営及び委託利用方式を推進し、利用の合理化を図る。このため、健全で安定的な経営を持続できる近代的な施設も必要である。

#### ア 水稻

稲作は、本市の基幹作物であり、高品質、良食味である点が市場でも高く評価されている。さらに、水田稲作は、国土の保全や水資源のかん養等に大きく貢献している。

このため、今後とも、米の主産地としての地位を維持発展させていくために、適地適品種を基本に、消費者ニーズに即した良食味米の安定生産や作業受委託システムの推進を図るとともに、共同利用施設等の生産施設を計画的に整備していく。

### 2 農業近代化施設整備計画

| 施設の種類  | 位置及び規模  | 受益の範囲 |          |         | 利用組織  | 対図番号 | 備考 |
|--------|---------|-------|----------|---------|-------|------|----|
|        |         | 受益地区  | 受益面積(ha) | 受益戸数(戸) |       |      |    |
| 乾燥調製施設 | 250㎡ 1棟 | 八沢    | 20       | 6       | 農業者団体 | 1    |    |
| トラクター  | 65ps 1台 | 八沢    | 20       | 6       | 農業者団体 | 2    |    |

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業近代化施設の整備では、森林の持つ治山・治水・環境保全等の役割を十分認識し、調和を図りながら進める。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

担い手の減少や高齢化が進む中、本市農業の維持発展を図るためには、認定農業者、集落営農組織の確保・育成、女性、高齢農業者の活動支援が重要であることに加え、新規就農者の確保、農業参入企業の誘致等、多様な取り組みが求められる。

認定農業者については、農業経営改善計画に基づいて、経営感覚に優れた農業企業者の育成を図るとともに、農地利用集積による規模拡大や制度資金活用による生産施設整備を進めている。また、集落営農組織の経営の継続のため、収益事業の拡大や高収益作物の導入を促進する。女性や高齢農業者については、地域農産物の直売や加工品の製造への取組みを支援する。

今後の施設整備の基本的な方向として、認定農業者を始めとした多様な担い手がそれぞれの能力を十分に発揮し、将来にわたって継続可能な農業経営を展開するために必要な生産基盤の整備、経営能力の向上を図るための研修会の開催及び快適な農村生活を送るための住環境の整備を図る。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

農業就業者育成・確保施設は、今後も既存施設の利活用を図ることとし、新たな施設整備については、施設管理者による施設の長寿命化対策に配慮しながら整備に努める。

### 3 農業を担うべき者のための支援活動

就農相談や、新たな担い手として市内外から新規就農者、農業参入企業の確保に努めるとともに、新規就業に必要な技術・経営管理能力習得等の支援を行っていく。また、農地情報の提供や施設・機械の導入等を支援する。

さらに、担い手不足の解消、集落内農地の有効活用、生産コスト削減等を目的とした集落営農組織を育成するとともに、組織強化、法人化に必要な取組を支援する。

## 4 森林の整備その他林業の振興との関係

---

農家・林家の兼業、複合経営等の状況を踏まえ、本計画の推進によって中山間地域における農業従事者の育成・確保を図る。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、相馬地域開発の順調な進展等により、建設関連を中心に就業状況は比較的良好な状況となっている。今後も、本市に立地希望のある企業及び関連企業の進出により、恒常的な勤務が可能な一定規模の雇用は継続的に確保できるものと考えられる。

農家経済は、農産物価格の低迷や生産資材等の価格の値上がり等により農家所得が低下し、農外所得が増加する傾向にある。こうしたなか、農業との兼業が比較的容易な企業の誘致な活動などを通じ、活力ある農村地域社会の形成を図る必要がある。

(農業従事者の他産業就業の現状)

| 区 分        |       | 従 業 地 |     |     |     |    |     |     |     |     |
|------------|-------|-------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| I          | II    | 市 内   |     |     | 市 外 |    |     | 合 計 |     |     |
|            |       | 男     | 女   | 計   | 男   | 女  | 計   | 男   | 女   | 計   |
| 恒常的<br>勤務  | 第1次産業 | 44    | 21  | 65  | 21  | 13 | 34  | 65  | 34  | 99  |
|            | 第2次産業 | 116   | 52  | 168 | 35  | 11 | 46  | 151 | 63  | 214 |
|            | 第3次産業 | 116   | 111 | 227 | 58  | 34 | 92  | 174 | 145 | 319 |
|            | 計     | 276   | 184 | 460 | 114 | 58 | 172 | 390 | 242 | 632 |
| 自営<br>兼業   | 第1次産業 | 32    | 15  | 47  | 0   | 1  | 1   | 32  | 16  | 48  |
|            | 第2次産業 | 22    | 9   | 31  | 4   | 1  | 5   | 26  | 10  | 36  |
|            | 第3次産業 | 25    | 19  | 44  | 1   | 1  | 2   | 26  | 20  | 46  |
|            | 計     | 79    | 43  | 122 | 5   | 3  | 8   | 84  | 46  | 130 |
| 出稼ぎ        | 第1次産業 | 0     | 0   | 0   | 2   | 0  | 2   | 2   | 0   | 2   |
|            | 第2次産業 | 0     | 0   | 0   | 2   | 0  | 2   | 2   | 0   | 2   |
|            | 第3次産業 | 0     | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   |
|            | 計     | 0     | 0   | 0   | 4   | 0  | 4   | 4   | 0   | 4   |
| 日雇・<br>臨時雇 | 第1次産業 | 6     | 8   | 14  | 1   | 0  | 1   | 7   | 8   | 15  |
|            | 第2次産業 | 11    | 3   | 14  | 5   | 1  | 6   | 16  | 4   | 20  |
|            | 第3次産業 | 16    | 30  | 46  | 5   | 3  | 8   | 21  | 33  | 54  |
|            | 計     | 33    | 41  | 74  | 11  | 4  | 15  | 44  | 45  | 89  |
| 総 計        |       | 388   | 268 | 656 | 134 | 65 | 199 | 522 | 333 | 855 |

(注)「相馬農業振興地域整備計画基礎調査業務アンケート調査」結果より

(農業従事者のうち、農業以外の仕事に従事している人数についての設問。本アンケートによる結果として集計したものであり、実際の規模や統計等とは必ずしも一致しない。)

## **2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策**

---

農家戸数や農業従事者数の減少傾向は、今後も続くことが考えられ、地域の基幹産業振興の観点から、安定した就業機械の確保により農家経済を潤し、地域経済の活性化等へもつなげていく必要がある。

本市には中核的工業団地があり、商業・サービス業など農業以外の各産業も含め、雇用機会の確保充実を図り、農業従事者の安定就業、活力ある農村地域社会の形成を図る。

また、農業経営の法人化や6次産業化など、多様な営農体系、魅力ある農業経営の確立についても農業従事者の取り組みを促進し、雇用の充実へとつなげていく。

さらに、高齢者や女性の労働力の活用など、多様な就労機会確保の観点も踏まえた取り組みを行う。

## **3 農業従事者就業促進施設**

---

なし

## **4 森林の整備その他林業の振興との関係**

---

本市では、中核工業団地の整備を実施しており、他の森林環境に影響する開発計画は現時点ではないことから、森林の整備・その他林業の振興との関連は現状ではない。

## **第 8 生活環境施設の整備計画**

### **1 生活環境施設の整備の目標**

---

本市においては、地域開発の進展により宅地化が進み、農家住宅と一般住宅の混在化の進行が予想される。これに伴い、農業用水の水質汚濁防止と、生活環境の改善のため、公共下水道の計画区域外については、合併浄化槽の整備が必要となる。また今後、相馬地域開発と併せて、転入人口の増加が予想されることから、防犯、防災、交通安全など、市民の暮らしにつながる環境整備について、農村部においても進めていく。また、伝統的祭事や民族芸能など地域文化について、その伝承に努める。

### **2 生活環境施設整備計画**

---

生活環境施設の整備については、適宜、計画し実施する。

### **3 森林の整備その他林業の振興との関連**

---

生活環境の整備にあたっては、森林の持つ治山・治水・環境保全等の多様な役割を踏まえた上で進める。

### **4 その他の施設の整備に係る事業との関連**

---

その他の施設の整備に係る事業については、市の各種計画と調整を図りながら実施する。

## 第 9 付図

1 土地利用計画図（付図 1 号）

2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）

3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）

4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）

5 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図 5 号）

6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）

別添のとおり

## 別記 農用地利用計画

1 現況農用地に係る農用地区域

2 現況森林、原野等に係る農用地区域

3 用途区域

別添のとおり

**相馬農業振興地域整備計画書**

**相 馬 市**